

# 東日本大震災復興基金（津波被災住宅再建支援分）の利用期限の延長等に関する要望

## 要望の要旨

東日本大震災復興基金（津波被災住宅再建支援分）は、津波により滅失・損壊した住宅の再建に係る事業を実施するための基金として用途が限定され、利用期限においても令和2年度までとなっておりますが、今年度においても、基金を財源とする「被災者住宅再建支援事業」の申請があり、令和3年度にも一定数の利用が見込まれることから本事業に係る基金の利用期限の延長等を要望します。

## 要望の理由

東日本大震災復興基金（津波被災住宅再建支援分）については、令和2年度末が利用期限になっておりますが、現在のコロナ禍による住宅着工の遅れをはじめ、区画整理事業の保留地処分の遅れや防集団地の空き地利用など、令和3年度以降も当該事業の利用が見込まれております。

また、これまでも、「住まいの再建状況調査」等を実施し利用見込み世帯の特定を進めて参りましたが、震災後

10年とはいえ、いまだに資金計画への不安や再建先の生活環境等についての不安により、住宅再建に踏み切れずにいる被災者も多くいることから、最終的な把握ができていない状況にあります。

最大被災地となりました本市では、住民の生活再建を促し、復興まちづくりを推進するためにも、本事業の継続は重要と考えております。

以上のことから、東日本大震災復興基金（津波被災住宅再建支援分）の利用期限延長と事業継続に係る人件費等の必要経費への活用について強く要望するものです。